

解体設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 榎浜児童館解体設計業務委託

2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 設計業務概要書による
 - (2) 敷地の場所 設計業務概要書による
 - (3) 施設用途 児童館

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 主任担当技術者の資格要件
主任担当技術者の資格要件は次による。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

2. 業務計画書
業務計画書には、次の内容を記載する。
 - (1) 主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
 - (2) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）

3. 設計業務の範囲
 - (1) 一般業務
解体実施設計業務
 - ・ 建築物（電気設備、機械設備含む）、工作物調査及び図面作成（貸与図面で支障が無ければ写しで可とする）を行うこと。
 - ・ 建築物内のアスベスト撤去を解体工事に含めて設計すること。
（アスベスト調査済み → 煙突内ホースタック及び室内壁ペンデュラ塗りに含有）
 - ・ 敷地内の倉庫及びその他屋外附帯等解体設計を含むこと。
 - ・ 解体後の敷地整備を設計に含むこと。
 - ・ 解体に伴い、その他既存施設へ影響が出ない様、各種設備の切り替え設計をこの業務に含むこと。

 - (2) 追加業務
 - ・ 積算業務

4. 業務の実施

(1) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 業務終了時
- c. 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(2) 建築積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 建築数量積算基準・同解説（建築積算研究会）
- ・ 建築工事内訳書標準書式・同解説（同上）
- ・ 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）

(3) 設備積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 建築数量積算基準・同解説（建築積算研究会）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式・同解説（設備工事編）（同上）
- ・ 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）

(4) 提出書類

受注者は、業務完了後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、（社）公共建築協会に提出するとともに、（社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

(5) 資料の貸与及び返却

- ・ 櫛浜児童館 既存図面一式
- ・ 複合単価ファイル（RIBC）

(6) 成果品等の提出

成果品等の提出は下記のとおりとする

- ・ 業務履行報告書 月毎
- ・ 業務実施報告書 月毎
- ・ 実施設計業務 平成 30 年 8 月 17 日まで
- ・ 積算業務 平成 30 年 8 月 17 日まで

（設計手直しを含む。）

5. 成 果 物

成果物は次のとおりとする。

a. 建 築

1) 一般業務

- ・仕上表
- ・面積表及び求積図
- ・付近見取図
- ・配置図（解体前・後）
- ・平面図
- ・立面図
- ・矩計図
- ・伏図
- ・建具表
- ・展開図
- ・構造図
- ・仮設計画図
- ・外構図
- ・その他監督職員が必要と認めるもの。

2) 追加業務

- ・積算業務成果品
- ・その他監督職員が必要と認めるもの。

b. 設 備（電気・機械）

1) 一般業務

- ・配置図
- ・平面図
- ・外構図（屋外給排水等）
- ・機器詳細図
- ・改修図
- ・その他監督職員が必要と認めるもの

2) 追加業務

- ・積算業務成果品
- ・その他監督職員が必要と認めるもの。

※設備切り替え工事等が解体工事と別途工事となった場合は、監督職員指示により、工事ごとに区別して図面作成及び積算を行うこと。

6. 提出部数等

(1) 実施設計・積算

- ・ 図面原図（図面ケース付） A 2 版 1 部
- ・ 積算業務成果品 1 部
- ・ 設計協議議事録 A 4 版 1 部
- ・ 電子データ（JWW、RIBC2 等） 1 部
- ・ 業務履行報告書及び業務実施報告書の写し 1 部
- ・ その他監督職員が必要と認めるもの。